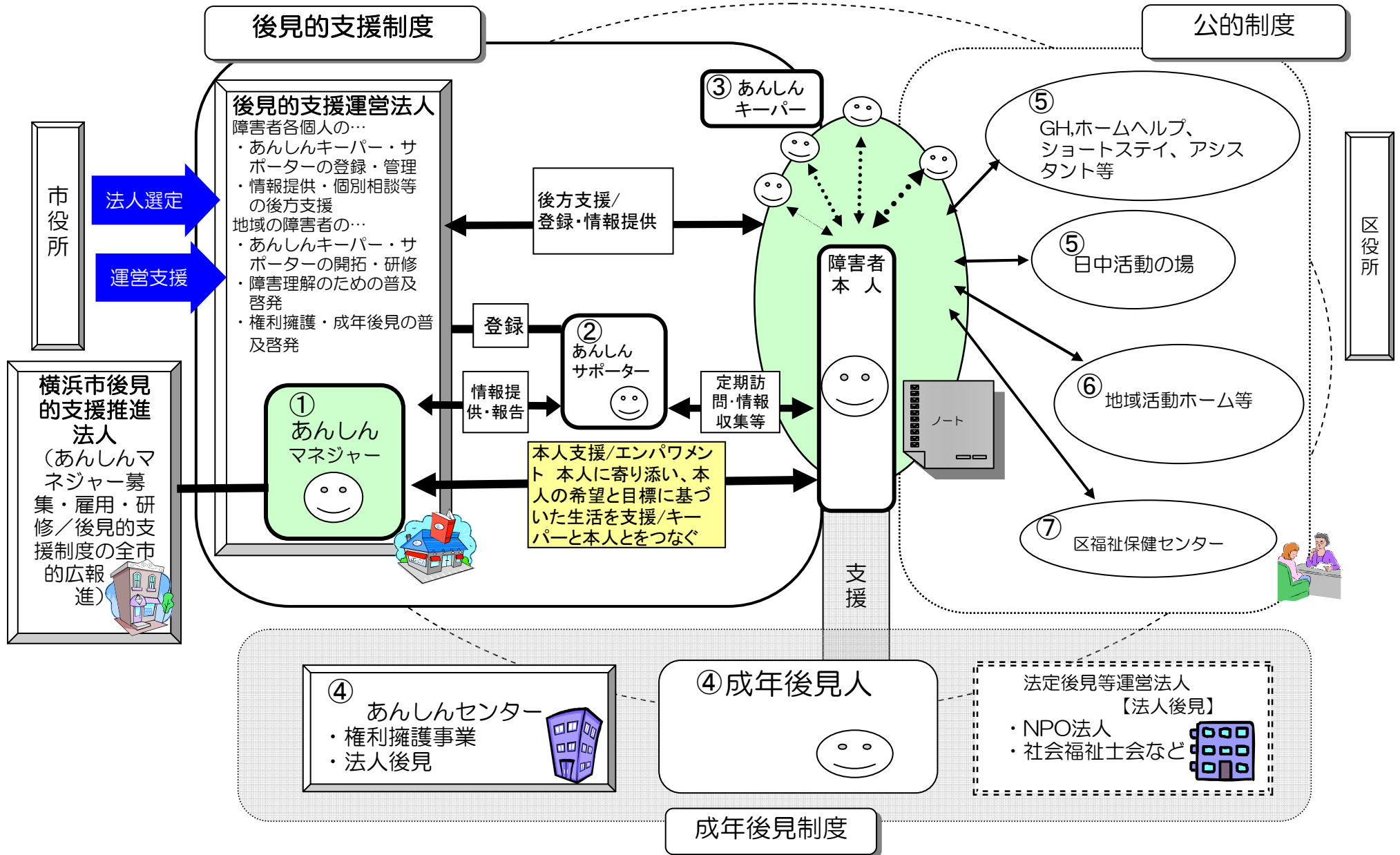


# 平成 21 年度第8回後見的支援推進プロジェクト (障害者施策推進協議会専門委員会)次第

平成 22 年 2 月 10 日 (水) 午前 10 時～  
関内駅前第二ビル 2階特別会議室

- 1 後見的支援の仕組みについて
  - (1) あんしんマネジャーについて
  - (2) 機関・それぞれの役割の名称について
- 2 後見的支援推進プロジェクト報告書(案)について
- 3 その他

「地域であんしんして暮らすために、成人期の「本人」を支える仕組みを考える」



## 後見の支援のそれぞれの名称と役割

名称（仮）	いつ	何を	どこで	誰
①あんしん マネジャー	例えば年1回の会議 (連携)	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人の状況・社会資源把握</li> <li>必要に応じて公的機関や相談機関に支援要請（本人側に立ち発言・時に代弁する）</li> <li>権利擁護</li> <li>本人の「希望と目標に基づいた生活」を支援</li> <li>将来に対する漠然とした不安への相談にのる</li> </ul>	本人の住まいや日中活動、GH等に出向いて	新規募集（福祉専門職等） 目安：現場・相談経験5年以上
②あんしん サポーター		<ul style="list-style-type: none"> <li>本人の状況を本人やあんしんキーパー等から確認し、報告書を作成する。</li> <li>必要に応じて本人の意思を代弁する。</li> </ul>	本人の住まいや日中活動、GH等に出向いて	新規募集（地域福祉に関心のある地域住民等）
③あんしん キーパー		本人の変化に気づき、変わったことがあったら①等に報告 (できることをできる範囲で手伝う隣近所の精神)	本人の住む地域で通常の日常生活の中で各サービス提供場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>近隣住民等の地域の人</li> <li>日中活動先の職員やホームヘルパー等の身近な相談者</li> </ul>
④成年後見人等	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約行為をする時等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>財産管理、身上監護</li> <li>権利擁護</li> </ul>	単独	後見人（弁護士・社会福祉士等）
⑤通所先・GH、ホームヘルプ、ショートステイ、アシスタント等公的 制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人の日中活動で</li> <li>本人の日常生活で</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人の状況把握・生活支援</li> <li>本人を制度で支える</li> </ul>	各サービス提供場所	サービス提供事業者
⑥障害者地域活動ホーム など相談支援機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人達に相談事がある時</li> <li>サービス調整が必要なとき等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談支援</li> <li>チーム支援調整</li> <li>本人をとりまく社会資源の調整</li> </ul>	相談支援機関	相談支援員・福祉専門職
⑦区役所	サービス利用が必要な時	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人の状況把握</li> <li>緊急時対応・調整</li> <li>困難ケース対応</li> <li>サービス利用調整・決定等</li> </ul>	区役所等で	区役所職員
地域での見守り (キーパー予備軍)	通常の日常生活の中で	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域で本人を受入れる</li> </ul>	本人の住む地域で通常の日常生活の中で	近隣住民

## 後見的支援の仕組みについて

### 1 横浜市後見的支援推進法人（仮称）

（前回までは「あんしんマネジャー関係法人」と記載）

#### （1）位置づけ

横浜市内で1か所の横浜市後見的支援推進法人をおき、あんしんマネジャーの雇用、人事・労務管理、研修等にかかる業務や、後見的支援の仕組全体の広報等を行い、後見的支援の仕組全体の総合調整をする。

#### （2）具体的業務

ア あんしんマネジャーにかかる業務

- ・ あんしんマネジャーの募集（人物像・雇用条件の検討）
- ・ 面接・決定・採用
- ・ 研修（採用前・採用後）プログラムの策定、実施
- ・ 人事・労務管理

イ 特別支援学校を対象としたライフプラン講座の開催

ウ 後見的支援の仕組についての広報（全市）

- ・ ホームページ作成等、本市全体への周知
- ・ あんしんキーパーの発掘
- ・ 障害者本人や家族へのあんしんキーパーを持つことの動機付けなど

#### （3）あんしんマネジャーの具体的業務

##### ○市 スーパーバイザー

ア 各区あんしんマネジャーのスーパーバイザーの役割

- ・ あんしんマネジャーからの相談を受ける
- ・ あんしんマネジャーへの研修開催
- ・ あんしんマネジャーの定期的な検討会などの開催
- ・ 後見的支援体制の推進・管理

##### ○各区

ア 現在の生活状況の確認・見守り体制作り

- ・ 生育歴などの確認、現在の社会資源や人間関係を含めた本人把握
- ・ あんしんキーパーの登録あっせん

→本人の希望によりあんしんキーパーとなってもらいたい人に登録を依頼

本人の状況によっては、あんしんキーパーを後見的支援運営法人を通じて、マッチング

- ・ 本人をとりまくチームの把握（形成）

→本人の状況により（本人との話し合いの上）あんしんサポーターの派遣を決定

イ 相談支援機関等への橋渡し・本人の代弁

- ・ 必要に応じて、公的機関や相談機関に支援要請（本人側に立ち発言・代弁）

ウ 障害者や家族の「将来プラン」の相談等

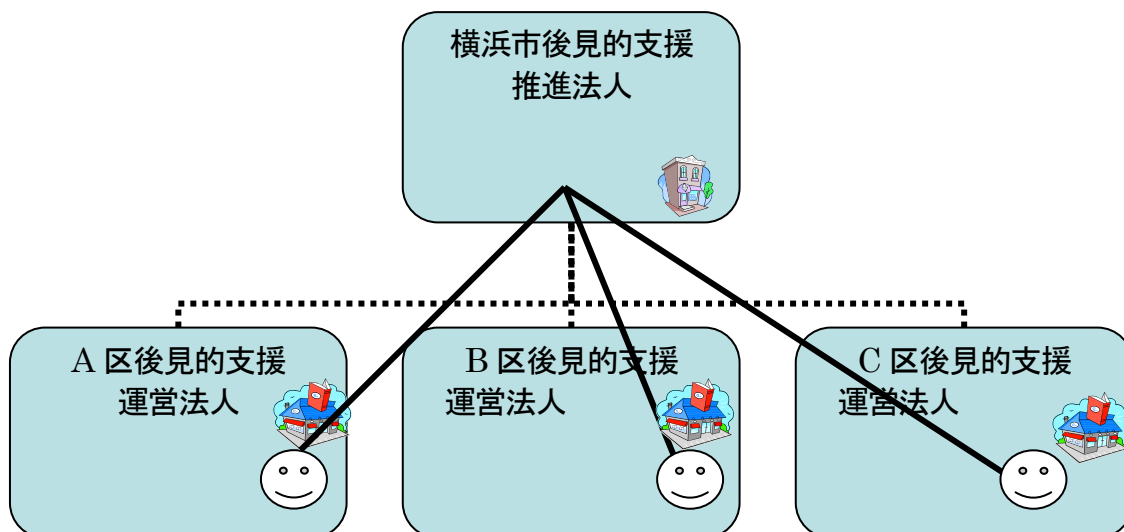
- ・ 本人の希望と目標に基づく将来プランの相談にのる
- エ 成年後見人への橋渡し
  - ・ 成年後見制度の利用が必要な時期を見定め、家族等に制度の利用を促す。
  - ・ 親がいない場合、成年後見人がスムーズに係われるよう支援
- オ 本人の状況にあわせた定期訪問
- カ 本人の状況（必要）に応じたカンファレンス（話し合い）の設定（しかけ）
- キ 特別支援学校等でのライフプラン講座
- ク 成年後見制度の周知
- ケ 自立支援協議会へ出席し、地域の課題を共有

## 2 ○区後見的支援運営法人関係（前回までは「後見的支援サービス提供法人」と記載）

### （1）具体的業務

- ア あんしんキーパーの開拓・研修・登録（あんしんキーパー人材バンク的な登録）
- イ あんしんサポーターの募集・研修・登録
- ウ あんしんサポーターの労務管理
- エ 障害者個別のあんしんキーパー把握・管理（メンテナンス含む）
- オ 障害者個別の情報管理
- カ 後見的支援制度の周知
- キ 成年後見制度の周知、成年後見人の育成
- ク 様々な相談の振り分け（他機関へのつなぎ）
- ケ 相談に基づき、あんしんマネジャーへつなぐ

【横浜市後見的支援推進法人と〇区後見的支援運営法人との関係図】



	横浜市後見的支援推進法人	〇区後見的支援運営法人
仕組み全体	全体統括	区の実情に応じて展開 全体で統一するものについては、 横浜市後見的支援推進法人と 協働で行う
広報	市全体広報 全体版チラシ作成	区に応じた広報
あんしんマネジャー	各区マネジャーのスーパーバイズ 定期打ち合わせ開催 ライフプラン講座(特別支援学校)	各区の状況に合わせて支援 全体で統一するものについては、 横浜市後見的支援推進法人協働し て行う